

# 幕張新都心から挑戦する未来都市実証特区

## ～ 多世代・多文化が共生する国際都市～



千葉市

## 『日本再興戦略』改訂2015（6月30日閣議決定）

### ○「国家戦略特区」の実現

#### 【国家戦略特別区域法の目的（概要）】

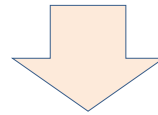
規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力を強化、国際的な経済活動拠点の形成

#### 更なる規制改革事項等の実現

- ・ 遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進

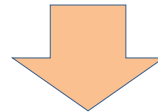
### ○「改革2020」プロジェクト

- ・ 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現



本市において、

- 都市圏における近未来技術の実証実験
- 自動飛行及び自動走行の実証実験を集約して実施
- それぞれの技術、または複合的な連携などの可能性と課題の知見を収集・検証

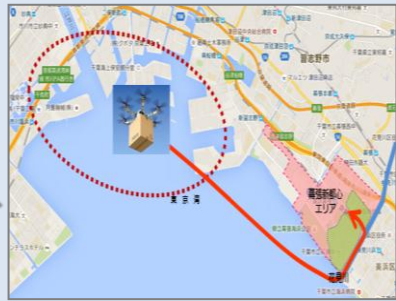


近未来技術での多様な分野における新産業の創出による国際競争力の強化と国民生活の利便や質の向上等に資する

# 幕張新都心における提案

## 提案 1

先端技術を活用した  
ドローンによる宅配サービス  
・セキュリティ



◆これまでになかった首都圏の都市部におけるドローン等の先端技術を集約した本市の立地環境を活かした取組み

⇒日本の産業競争力の強化に大きく貢献し、世界に向けて日本の先端技術を活用した未来都市をアピール

## 提案 2

先端技術を活用した  
モビリティの導入



(写真:文部科学省HPより)

◆幕張新都心は2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催地に選定されており、アピール効果が極めて高い

⇒オリンピック・パラリンピックレガシーの創出、国際競争力の強化に貢献

## 提案 3

既存マンションを利用した  
民泊



## 提案 4

コンベンション機能を活用した魅力的な道路空間の創出



# 幕張新都心における提案

近年、幕張新都心を取り巻く環境は大きく変化してきており、今後の本市の更なる発展の大きな契機となる。

幕張新都心 (522.2ha)



**【若葉住宅地区】**  
 首都圏最大級(計画人口1万人)の住宅開発

平成27年7月：事業者決定  
 (三井不動産レジデンシャル(株) 他)


- ・総供給戸数：4,390戸
- ・事業年度：15年間(事業費ベース)
- ・総事業費：約1,800億円

⇒2019年から順次入居開始



**【幕張メッセ】**  
 平成27年6月：  
 2020年東京オリンピックにおける競技会場見直し  
 ⇒3競技の会場に  
 (フェンシング・テコンドー・レスリング)

平成27年11月：  
 2020年東京パラリンピックにおける競技会場見直し  
 ⇒4競技の会場に  
 (ゴールボール・シットイングバレーボール・車いすフェンシング・テコンドー)



**【幕張ベイタウン地区】**  
 平成27年9月：308戸供給  
 ⇒計9,400戸の住宅供給が完了し、  
 約26,000人が暮らすまちへ



# 提案内容1-①

## 先端技術を活用したドローンによる宅配サービス・セキュリティ

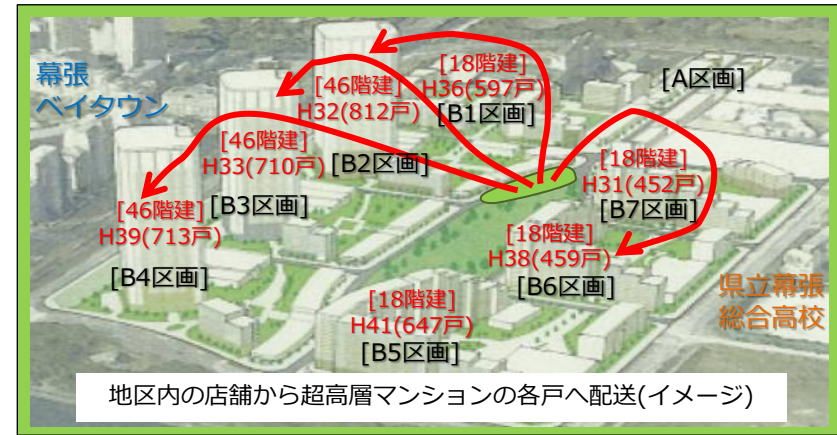
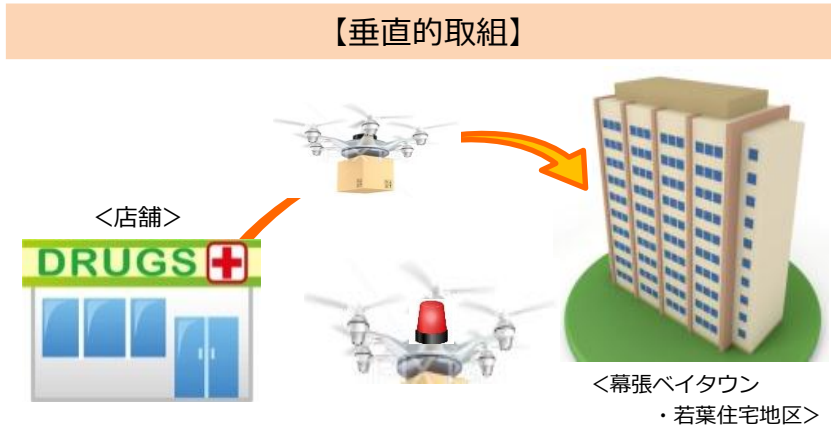
- 幕張新都心に近接する東京湾臨海部の物流倉庫から無人飛行機(ドローン)により、海上(約10km)や花見川(1級河川)の上空を飛行し新都心内の集積所まで運び、住宅地区内のマンション各戸への宅配を行うことで、**都心部における10kmもの飛行距離の実証実験が可能となる。**
- ドローン開発の第一人者である千葉大学 野波健蔵特別教授と連携している。  
(野波特別教授が代表取締役を務める(株)自律制御システム研究所は本市に立地)



# 提案内容1-②

地区内の店舗から無人飛行機(ドローン)により、超高層マンションの各戸へ薬品など生活必需品の宅配を行う。また、無人飛行機(ドローン)による不審者・侵入者に対するセキュリティサービスを行う。

なお、若葉住宅地区については、ICT基盤の活用による他都市にない先進的なまちづくりの実現を目指しており、実証特区による新たな技術在设计段階から取り入れていく。



## ○課題

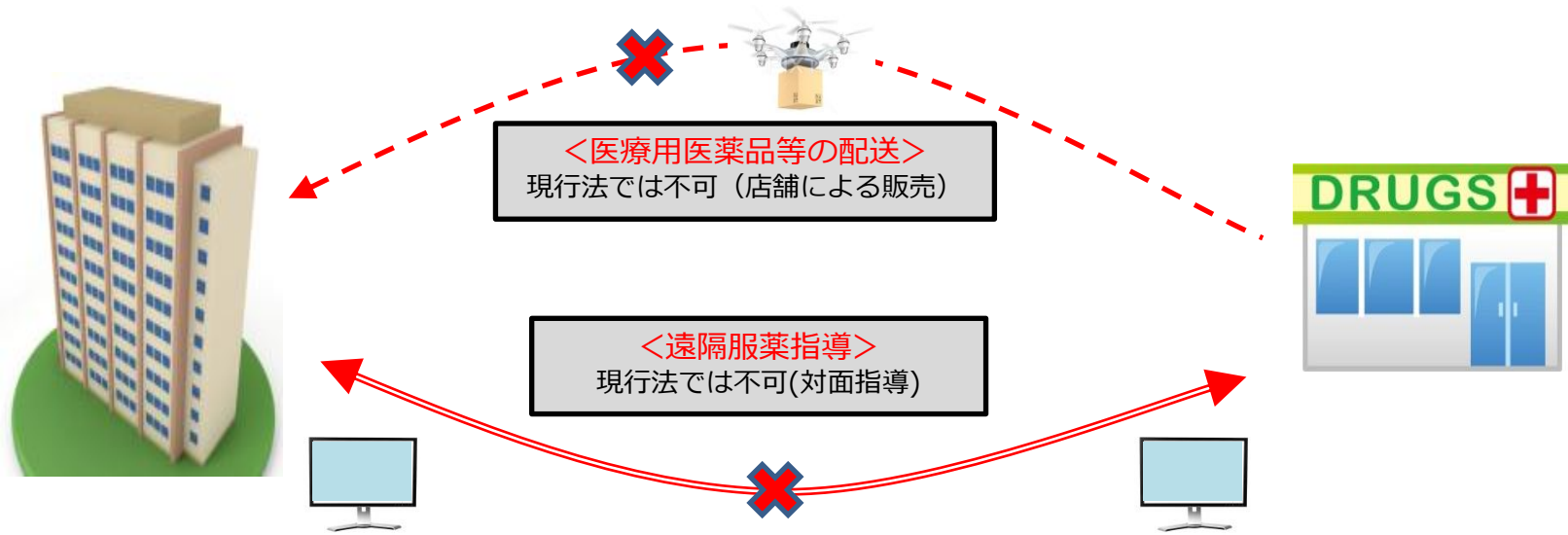
- ・ 進入表面等上空、地表・水面から150m以上の空域、人口集中地区上空での飛行は不可（改正航空法第132条）
- ・ 日中において、周囲の状況を目視で常時監視することが求められる（改正航空法第132条の2）
- ・ 周波数帯域の割り当てが無いいため、Wi-Fi（免許不要）周波数帯での飛行しかできない（電波法第26条）

## ○規制緩和等

- ・ 改正航空法第132条及び132条の2の飛行禁止区域の除外
- ・ 同各条ただし書き規定に基づく **大臣許可・大臣承認**による飛行可能措置
- ・ 地元住民の合意や安全対策の確保を条件に、人口集中地区からの除外対象として **大臣告示の区域**とする
- ・ 一定期間の飛行計画の許可・承認（要領の90日又は1年 ⇒ 5年程度）
- ・ 業務用の **無人航空機(ドローン)専用の周波数帯域**を割り振る

**効果** ○先端技術産業の集積 ○コスト削減による経済効果 ○子育て世帯・高齢者などの日常生活の利便性向上

幕張新都心内においてICTを活用し、遠隔での薬剤師による服薬指導を行い、地区内の薬局から無人飛行機(ドローン)による要指導医薬品(薬剤師の指導が必要な医薬品)の配達を行う。



## ○課題

- ・対面以外での服薬指導等は不可(医薬品医療機器等法第36条の6)
- ・要指導医薬品は、店舗による販売又は授与以外は不可(医薬品医療機器等法第37条)

## ○規制緩和等

- ・対面以外での遠隔服薬指導の方法を可能とする
- ・要指導医薬品の店頭以外での販売を可能とする(ドローンでの医薬品等の配送について検討)

## 効果

- 子育て世帯・高齢者などの日常生活の利便性向上
- 遠隔服薬指導による薬剤師の負担軽減

## 先端技術を活用したモビリティの導入

幕張新都心内の公道(車道・歩道)を利用して、ロボットタクシーの無人運行や、パーソナルモビリティのシェアリングサービスの実証実験を行う。

なお、ユニバーサル未来社会推進協議会(文部科学省)との連携について、同協議会の事務局である千葉工業大学未来ロボット技術研究センター(fuRo)と協議を進めている。



### ロボットタクシーの無人運行

#### ○課題

- ・公道における車両の運転に関し、必ず運転者が装置を確実に操作しなければならない  
(ジュネーブ条約)(道路交通法第70条)
- ・外国人が日本で車を運転するためには、下記いずれかが必要
  - ①日本の免許証
  - ②道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)に基づく国際免許証
  - ③自動車等の運転に関する外国の免許証(日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している6か国1地域のみ)  
(道路交通法107条の2)



#### ○規制緩和等

- (レベル3. 5?)
- ・「国際免許証」を保有していない訪日外国人であっても、自国の免許証を保有していれば乗車・運行可能とする(緊急時の対応として一定の講習を受講することを条件)  
(レベル4)
- ・無人での完全自動運転を可能とする。

### パーソナルモビリティの シェアリングサービス

#### ○課題

- ・歩行補助車から離れる場合は、原動機を停止しなければならないため、移動支援ロボットは無人で自動走行できない(道路交通法施行規則第1条)
- ・歩行補助車は、6km/hを超える速度を出すことができない(道路交通法施行規則第1条)



#### ○規制緩和等

- ・移動支援ロボットの**無人・自動走行**の実証実験
- ・**最高速度10km/h**まで対応可能な、周囲状況に応じて適正速度となる自律制御の安全移動支援技術の検証

**効果**

○先端技術産業の集積 ○新都心内のアクセス・回遊性向上 ○高齢者・障害者などの快適な移動



# 提案内容3

## 既存マンションを活用した民泊

幕張新都心内の住宅地区において、外国人等の観光やビジネス客を対象に、マンションの一部を宿泊施設として利用する。

＜幕張新都心の6つのホテル＞  
 部屋数 約2,700 (H27.10時点)  
 ⇒約3,200 (H28.10以降)  
 H26年度の**ホテル稼働率：86%**

幕張新都心に立地するホテルの宿泊者数は右肩上がりであり、**年間約130万人**が宿泊している。



今後オリンピックの開催等により、**宿泊施設の不足**が見込まれる。

### ＜リピーター宿泊者等試算結果＞

- ・来場予定者 3競技(15日間)で188千人  
その3割が宿泊と仮定  
…計56,400人が宿泊(3,760人/日)
- ・必要となる客室は、約2,510室  
(1部屋1.5人宿泊で換算)
- ・ホテルの客室のうち半分は競技関係者および報道関係者用で使用  
⇒ **約1,000室の部屋が不足。**

**民泊  
による  
対応**

### ＜国際性に富んだ住民＞

幕張ベイタウンでは、マレーシア国立学校の生徒をホームステイで受け入れている。

【実績】  
 H26.9～  
 計4回  
 延べ120人



### ○課題

宿泊料を受けて人を宿泊させる営業は「旅館業」と定義されており、旅館業を経営するものは、旅館業法等に基づく都道府県知事(又は保健所設置市長)の許可が必要(旅館業法第3条第1項)

### ○規制緩和等

**国家戦略特別区域法第13条による旅館業法の特例の適用(区域認定)**



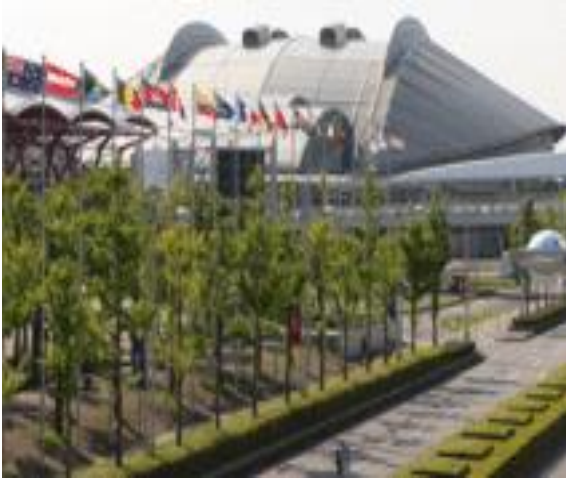
### 効果

- MICE機能の補完
- 訪日外国人などの利便性向上
- 多文化交流の活性化
- 既存ストックの有効活用

# 提案内容4

## コンベンション機能を活用した魅力的な道路空間の創出

幕張メッセで開催される2020年東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、各種国際会議やイベント等と連携し、駅前広場やメッセ周辺の道路空間に、国際会議やイベント等の関係者の利便性向上を図る多言語看板、ベンチ、オープンカフェなどを設置する。



＜アジア地域有数の規模を誇る幕張メッセ＞

国内初の本格的なコンベンションセンターである幕張メッセは幕張新都心の中核的施設であり、直近10年平均で年間680件のイベントを開催し、年間約540万人が来場している。

### ＜直近の主なMICE開催実績＞

平成26年5月

日本文化人類学会50周年記念国際研究大会

参加者：約1,000人（うち外国人約400人）

平成26年7月

第99回国際キワニス年次総会

参加者：約2,900人（うち外国人約1,800人）

平成27年8月

第9回国際中欧・東欧研究協議会(ICCEES)

世界大会 参加者：約1,200人（うち外国人約800人）



＜歓迎バナー＞



＜駅前広場でのイベント開催＞

- 課題 ・多言語看板・ベンチ・オープンカフェなどの道路占用にあたっては、道路管理者の許可が必要であり、また、道路の敷地外に余地がないためやむを得ない場合のみ許可となる。（道路法第32条、第33条）
- ・道路の使用にあたっては、所轄警察署長の許可が必要である。（道路交通法第77条）

○規制緩和等 国家戦略特別区域法第17条による国家戦略道路占用事業の認定（区域認定）

効果

○MICE機能の補完

○訪日外国人などの利便性向上

○賑わい創出



本市の提案は、

- ◆ これまでになく首都圏の都市部におけるドローン等の先端技術を集約した本市の立地環境を活かした取組みであり、日本の産業競争力の強化に大きく貢献し、世界に向けて日本の先端技術を活用した未来都市をアピール
- ◆ 幕張新都心は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催地、グローバルMICE強化都市に選定されており、アピール効果は極めて高く、その結果、オリンピック・パラリンピックレガシーの創出、国際競争力の強化に貢献
- ◆ 近未来技術を活用した取組みにより、すべての人がストレスフリーな生活「ユニバーサル未来社会」を実現

